

◆ ◆ ◆ ヘッドライン ◆ ◆ ◆

○経済総合

1. 国内最大のインキュベーションセンター設立
2. 2001年4月の中国工業生産、11.5%の伸び

○法律・法規等

1. 人民法院と最高人民検察院、『模倣品・粗悪品の製造販売に関わる刑事案件処理の具体的な法律適用に関する若干問題の解釈』を共同発布
2. 最高人民検察院、公安部が登録商標模倣罪の立件基準を発布
3. 国務院『IC 回路図保護条例』を発布
4. 北京市高級人民法院『北京市各級人民法院の第一審知的財産権紛争案件受理における級別管轄に関する規定』を発布
5. 北京市工商行政管理局『ウェブサイト名称に対する異議における優先原則適用に関する規定』を発布
6. 専利法施行細則の改正動向
7. 技術引進合同管理条例施行細則（技術導入契約管理条例実施細則）の改正動向

○二セモノ問題

1. 「市場経済秩序の整頓と規範化に関する決定」国務院
2. 「全国偽造品取締連合行動第二次テレビ電話会議」が開催
3. 2000年の商標権侵害 22,000件

○中国行政関連

1. 質量技術監督局と検験検疫局が統合
2. 国家工商行政管理局が国家工商行政管理総局へ昇格
3. 特許手数料改訂

○その他 I P R 関連

1. 大学による活発な特許出願 2000年は2,924件
2. 科学計画部『科学技術に関する知的財産権の保護と管理作業の強化に関する若干意見』を発布

○JETRO からのお知らせ

1. 日中特許庁長官非公式会合が開催
2. 在中国日本商工会議所 I P G 総会
3. 発行者変更のお知らせ

経済総合

★★★ 1. 国内最大のインキュベーションセンター設立 ★★★

9日、国内最大の科学技術インキュベーションセンターである「経開科創科技インキュベーションセンター」が、北京経済技術開発区に設立された。このセンターには、帰国留学生を対象と

した起業サポートセンター、ポストドクター対象の雇用センターや、北京工業大学ソフトウェアパークや北京大学テクノロジーパークなどが入居した。（「人民日報」5月10日）

★★★2. 2001年4月の中国工業生産、11.5%の伸び★★★

5月15日、国家統計局が発表した月次報告によると、今年4月の全国工業分野の増加値は2266億元（昨年同期比11.5%増）。

4月の特徴としては国有企業の生産が大きく伸びた点。国有および国有持株企業の増加値は1299億元（同10.7%）で、伸び幅は先月を1.2ポイント上回った。非国有企業の生産の伸び幅は頭打ち。

工業分野40業種を大別すると、4月の生産高の増加に対する寄与率が高い順に、電気機械・器材製造、電子・通信設備製造、冶金、紡績、交通運輸設備、電力、となっている。上記の6つの業種による4月の工業分野の成長に対する寄与率は53.5%。成長率を6.1ポイント押し上げた。（「人民日報」5月16日）

法律・法規等

★★★1. 最高人民法院と最高人民検察院、『模倣品・粗悪品の製造販売に関わる刑事案件処理の具体的な法律適用に関する若干問題の解釈』を共同発布★★★

最高人民法院と最高人民検察院は2001年4月9日、上述の司法解釈を発布した。同解釈は4月10日から施行されている。同解釈は刑法第140条から150条に規定されている各種模倣品・粗悪品の製造販売罪に対し具体的な基準と解釈を確定し、その操作性を高めたものである。同解釈では、特に薬品、食品、基準に合致しない医療機器や医療衛生用品、農薬、化学肥料、種子などの模倣品や粗悪品の製造販売といった犯罪行為に対する解釈に重点を置き、「ニセモノをもって本物とする」「劣化製品をもって良いものとする」「不合格製品」「身体の健康に重大な危害や特に重大な危害をもたらすもの」などの語句に対し明確な定義を行った。同解釈はさらに、次のような特別規定を行った。一、農薬や種子の模倣品の生産により二万元以上の損害をもたらした者は、刑事責任を追究される。二、模倣品・粗悪品の製造販売に対し、それと知りながら都合の良い条件を提供した故意犯は、共犯として処罰する。三、模倣品・粗悪品を製造しただけで販売していない者も、未遂犯として刑事責任を追求されることがある。四、模倣品・粗悪品を製造する違法行為が同時に知的財産権の侵害、非法経営などその他の犯罪を構成する場合、処罰の軽重の規定により罪を決定し処罰する。五、模倣品・粗悪品に関わる違法行為を行った国家機関人員は刑事責任を追究される。（「法制日報」4月10日）

★★★2. 最高人民検察院、公安部が登録商標模倣罪の立件基準を発布★★★

最高人民検察院と公安部は2001年4月18日、『経済犯罪案件の起訴基準に関する規定』を発布した。同規定は刑法第213条の登録商標模倣罪、第214条の登録商標模倣品販売罪、並びに第215条の登録商標・トレードマーク商品の非法製造・販売罪の案件に対する起訴の基準につき具体的な規定を定めたものである。端的に言うと、上述三種の違法行為に対し、個人の場合非法経営額100万元以上、法人の場合非法経営額500万元以上の案件は必ず訴追すべきとする

ものである。同規定は1993年に最高人民検察院の発布した登録商標模倣罪の立件基準を代替し、登録商標模倣罪の刑事案件の実践処理に対し重要な指導的意義を持つものである。（「法制日報」4月30日）

★★★ 3. 国務院『IC 回路図保護条例』を発布★★★

3月28日、国務院第36回常務会議において『IC 回路図保護条例』が可決され、朱鎔基国務院総理の署名をもって国務院第300号令である同条例が公布された。同条例は総則、回路図の特許権、回路図の登録、回路図特許権の行使、法律責任と附則の6章36条からなり、2001年10月1日に施行される。

同条例は次のような規定を含む。中国の自然人、法人或いはその他の組織が作成した回路図は、条例により回路図専有権を有する。外国人により作成された回路図は、その作成者の所属国が中国と回路図保護協定を締結しているか、或いは中国と共同で回路図の国際保護条約等に参加している場合、本条例により回路図専有権を有するものとする。また、保護を受ける回路図は独創性を有すること、つまり同回路図が作成者自身の知力と労働により完成され、かつ作成時に同回路図が回路図作成者及びIC回路製造者が公に認める通常の設計でないことが条件とされる。

条例はさらに次の規定を設けている。国務院知的財産権行政部門が回路図の登録作業を担当し、回路図の登録申請を受理すること。回路図専有権は登録を経て発効すること。回路図専有権の保護期間は10年とし、回路図の登録申請日或いは世界のいずれの場所において初めて商業的に利用された日のうち、早い方より計算する。但し、登録か商業利用の開始かに関わらず、完成日より15年を経過した回路図は、同条例の保護を受けられない。（「人民日報」4月20日）

★★★ 4. 北京市高級人民法院『北京市各級人民法院の第一審知的財産権紛争案件受理における級別管轄に関する規定』を発布★★★

2000年12月21日に施行された同規定により、北京市各級人民法院の知的財産権紛争案件の管轄が次のように規定された。一、北京市の基層法院（朝陽区人民法院及び海淀区人民法院）は主に一般の知的財産紛争案件及び上級法院の指定する案件或いは移送された案件の審理に当たる。二、中級法院は主に紛争金額250万以上、一億元未満の各種の知的財産権侵害案件、及び紛争金額一億元以下の各種知的財産権の権利所属紛争や契約紛争案件を審理する。三、北京市高級人民法院は主に紛争金額一億元以上の各種知的財産権案件、紛争金額8000万以上の涉外知的財産権関連案件を審理する。同規定の施行と同時に、以前の北京市高級法院の知的財産権紛争案件級別管轄の規定は廃止された。（「電子知識産権」2001年第4号）

★★★ 5. 北京市工商行政管理局『ウェブサイト名称に対する異議における優先原則適用に関する規定』を発布★★★

ウェブサイト名称の登録秩序を規範し、ウェブサイト名称の違法な先取り登録行為を取り締まるため、北京市工商行政管理局は2001年2月1日に同規定を発布し、ウェブサイト名称の異議案件の処理規定に対し以下の原則を定めた。一、2000年9月1日以前に公開され、実際に使用されているウェブサイト名称については、ウェブサイト名称の異議に対し使用優先の原則をもって保護する。二、2000年9月1日以降（9月1日を含む）から使用が開始されたウェブサイト名称については、ウェブサイト名称の異議に対し登録優先の原則を持って保護する。三、関連

部門の許可書類の必要なウェブサイト名称については、ウェブサイト名称の異議に対し上述の原則を適用しない。（「電子知識産権」2001年第4号）

★★★ 6. 専利法施行細則の改正動向★★★

本年7月より施行される改正専利法の施行細則は、当初予定より改正作業が遅れており、関係者の話によれば5月末になる模様（公表され次第、本ニュースレターにて速報予定です）。

★★★ 7. 技術引進合同管理條例施行細則（技術導入契約管理條例實施細則）の改正動向★★★

WTO加盟に向けた各種の経済法規改正の中でも注目される標記細則の改正作業は、昨年6月に全人代に改正案が提出されたものの否決された後、現在、関係行政機関での調整作業が継続している模様（法律関係者の話によると、WTO正式加盟に合わせた時期になるのではないかと、との情報もあり、正式な情報が入り次第、本ニュースレターでも紹介する予定です）。

ニセモノ問題

★★★ 1. 「市場経済秩序の整頓と規範化に関する決定」 国務院★★★

5月8日、国務院は第10次5カ年計画にあわせ、市場経済秩序の正常な運営を図るべく、各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委、各直属機関に対して、標記の決定を下した。

市場経済秩序の整頓および規範化の対象は、ニセモノの製造販売・脱税・密輸・貨幣偽造等の違法犯罪行為、建設市場・金融市場の整頓、財政経済規律、仲介機構と市場許可制、文化観光市場、地方保護主義および独占の排除、生産管理・安全監督の強化とし、あわせて、思想道德教育を強化し、社会信用制度を拡充としている。

また、当該決定の実施にあたっては、国務院内に「経済秩序整頓規範化指導グループ」を設置し、全国の関係機関を統一的に指導する体制としている。（5月9日人民日報ほか）

★★★ 2. 「全国偽造品取締連合行動第二次テレビ電話会議」が開催★★★

5月9日、国務院は8日の「市場経済秩序の整頓と規範化に関する決定」を受けて、全国偽造品取締連合行動第二次テレビ電話会議を実施した。このテレビ会議は、昨年末に実施された、いわゆるニセモノ取締連合行動の第2弾の実質的な開始宣言である。呉儀（中共中央政治局候補委員、国務委員、全国市場経済秩序整頓規範化指導グループ副グループ長）は、この会議で以下の談話を発表した。

「各地域各部門に全国市場経済秩序整頓規範化事務会議の主旨を徹底し、責任体制を整備し、引き続き偽造悪質商品違法犯罪活動連合行動を積極的に展開し、市場経済秩序整頓規範化を全力で推進する。

中国政府は前回の全国偽造品取締連合行動によって一定の成果を収めたものの、偽造悪質製品は根本的には解決しておらず、偽造品取締闘争が直面する情勢は依然として厳しく、偽造品生産販売活動は復活する恐れは依然として存在している。地域によっては違法分子が生産、提供、販売のネットワークを整備し、犯罪活動も巧妙になっている。一部の地域では地方保護主義が依然として強固であり、関連法律法規は健全に機能しておらず、エンフォースメント力も弱小である。

偽造品取締任務は苦難に満ちているが、これをすこしも疎かにしてはならない。

各地域各部門は、前回の連合行動を基礎とした上で、食品、薬品（医療機器を含む）、農業生産資材（種子、化学肥料、農薬等）、綿花、自動車等を重点5商品とし、当該分野の専門取締を行う。重点商品、重点市場、重点地域の専門管理を通じ、半年乃至それ以上の努力で偽造品氾濫の局面を更に抑え、引き続き大事件、重要事件に力を入れて処理する。

そして、要追訴事件については「五つの放置しない」を実施する。（①事件を最後まで解明するまで放置しない②偽造悪質商品の製造源と流過程を明確化するまで放置しない③司法機関に移送すべきものを放置しない④偽造品生産販売責任者を法により処理するまで放置しない⑤偽造品生産販売に関与した国家公務員を追及するまで放置しない）

全国市場経済秩序整頓規範化指導グループの統一的な指導の下で責任を明確化し、連合的に行動を取り、職務怠慢、言訳をする者を指摘し、関連責任者の行政責任まで追及する。各省、自治区、直轄市人民政府は全面的な指導責任を負い、地方政府は責任を負い、部門は指導協調をするという事務体制を構築し、省レベル政府の行政首長は本地域の偽造品取締事務の全責任を負う。

偽造品問題を解決するには徹底した改革を行い、制度を整備し、総合的に管理をしなければならず、偽造品取締問題連合行動において発生した普遍性、傾向性を有する問題について根本的な措置及び管理方法を制定する。地方の法規・公文書が国家法律、法規に触れる場合には速やかに廃止しなければならない。」

なお本会議には、中央国家機関の関連部門の責任者、及び各省、自治区、直轄市人民政府の指導者の他、市・県レベルの人民政府の責任者達が参加した。（「中国質量報」5月10日）

★★★ 3. 2000年の商標権侵害事件、22,000件★★★

国家工商行政管理総局商標局の統計によれば、2000年の中国の商標申請件数は223,177件に達し、うち国内申請は181,717件、国外申請は24,623件。これは中国商標法施行以来、申請件数最多の1年である。2000年末の時点で、中国の累計有効登録商標は125万件近くに上っている。

商標管理の面では、2000年全国工商行政管理機関が調査・処理を行った各種商標違法案件の総数は38,240件。うち商標権侵害や模倣品に関する案件が22,001件、一般の商標違法案件が16,239件であった。廃棄処分された権利侵害物品は約2億3000万点、1143.17トンに及び、罰金総額は1.45億元、また権利侵害者から被害者への命令による経済的損害賠償額は343.63万元、司法機関へ移送され刑事責任を追及された者は45人であった。

中国行政関連

★★★ 1. 質量技術監督局と検閲検疫局が統合★★★

行政改革が進む中国政府において、製品の品質検査を担当する2つの機関である、国家質量技術監督局と国家出入境検閲検疫局とが4月17日に統合。中国では、これまで国内製品と輸入品とは別々の検査管理体制が取られてきたが、今回の統合により一本化。WTO加盟交渉において、各国から輸入品を不利に取り扱うことのない透明性のある統一検査基準が求められてきたが、これによって改善の期待が高まっている。

★★★ 2. 国家工商行政管理总局が国家工商管理総局へ昇格★★★

2001年4月、国務院は正式に国家工商行政管理总局を国家工商管理総局と改名し、副部クラスから部クラスに昇格した。

★★★ 3. 特許手数料改訂★★★

国家知的財産権局専利局の新しい特許手数料基準が2001年3月1日より施行された。詳細は以下のホームページを参照。

<http://www.cpahkltd.com/cn/Newsletter>

その他 I P R 関連

★★★ 1. 大学による活発な特許出願 2000年は2,924件★★★

国家知識産権局2000年版アニュアルレポートによると、2000年の中国国内の大学による特許出願件数は、合計で2,924件（前年比65.3%増）にも上っている。上位5校は、清華大学の277件、復旦大学の254件、上海交通大学の132件、浙江大学の111件、華南理工大学の100件（ちなみに、日本企業の出願上位は、松下電器産業の769件、ソニーの399件、日本電気の284件、三菱電機の257件）。

我が国でも、大学等技術移転法（いわゆるTLO法）施行後、大学からの特許出願は増加傾向にあるものの、中国のそれは米国に匹敵する規模と言える。

★★★ 2. 科学計画部『科学技術に関する知的財産権の保護と管理作業の強化に関する若干意見』を發布★★★

国務院の『技術創造の強化、ハイテク技術の発展、産業化の実現に関する決定』の実施をさらに徹底し、技術の創造活動を強化する中で科学技術に関連する知的財産権の保護と管理活動をより一層強化するため、科学技術部は最近上述の意見を發布した。同意見は法律の普及、法執行の強化、堅実な調査処理及び科学技術成果の転換における各種の知的財産権侵害行為の制裁などの方向性を明示するものである。また、国際的な科学技術の協力や交流における知的財産権の保護と管理を強化し、各方面における知的財産権の権益を確実に保護し、対外開放を促進し、投資環境の向上を図るなどの意向も同意見により明確化されている。（「電子知識産権」2001年第3号）

J E T R O からのお知らせ

★★★ 1. 日中特許庁長官非公式会合が開催★★★

さる4月30日、日本の及川特許庁長官と王景川中国知識産権局長との非公式会合が、北京市内の中国国家知識産権局にて開催されました。

両国長官は、今後ともアジア地域の産業・技術及び知財制度の発展のために、様々な分野での協力関係を継続していくことで合意。

また及川長官からは、中国における我が国企業の模倣被害問題について、引き続き中国政府の取締り強化を要請しました。

★★★ 2. 在中国日本商工会議所 I P G 総会 ★★★

在中国日本商工会議所（本年 4 月名称変更）内に昨年 6 月設置された I P G（知的財産権問題グループ）の設立 1 周年総会が、6 月 1 2 日（火）、北京市内の京倫飯店で開催されます。

昨年度は、1 月 1 5 日付で中国政府に対するニセモノ被害の要望書の提出や、ニセモノ対策セミナーの開催など、多くの活動を展開してきました。

本グループの活動にご興味のある方は、商工会議所事務局（010-6513-0829）、または下記 JETRO 北京センター知的財産権室までお問い合わせ下さい。

★★★ 3. 発行者変更のお知らせ ★★★

平素より China IP News Letter をご愛読頂きありがとうございます。本号より、発行者がこれまでの（財）日中経済協会（責任者：関）から JETRO 北京センター（責任者：日高）に変更することとなりました。

読者の皆様方におかれましては、これまで同様、ご愛読よろしくお願い申し上げます。

==== **China IP News Letter** =====

J E T R O 北京センター 知的財産権室

=====
発行人：JETRO 北京センター知的財産権室長 日高 賢治

このニュースレターは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、関連ニュースを幅広く関係者の皆様に配信しています（記事末尾に出典の記載のないものは、JETRO による独自調査によるものです）。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail：日高 賢治、hidakakenji@jetro.go.jp

韓 艶梅、馮 超、kip@public.east.cn.net

Copyright 2001 Kenji Hidaka, all rights reserved
